

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年1月30日
【計算期間】	第8期（自 平成24年11月1日 至 平成25年10月31日）
【ファンド名】	イーストスプリング韓国株式オープン
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 和田 康志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式を主な投資対象とする投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

以下、本書において、投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の、受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）を「投資信託証券」といいます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 株式に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	欧州	ファミリー	あり
債券	(隔月)	アジア	ファンド	
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ	ファンド・オブ・	なし
その他債券	その他	中近東（中東）	ファンズ	
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドが該当する属性区分の定義

- 「その他資産(投資信託証券(株式))」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年1回」... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「アジア」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファンド・オブ・ファンズ」... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 「為替ヘッジなし」... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は2,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 韓国の金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。
 - ・韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」(以下「インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ[エクイティ]」)ということがあります。)への投資を通じて、主として韓国の金融商品取引所に上場されている株式に実質的な投資を行います。

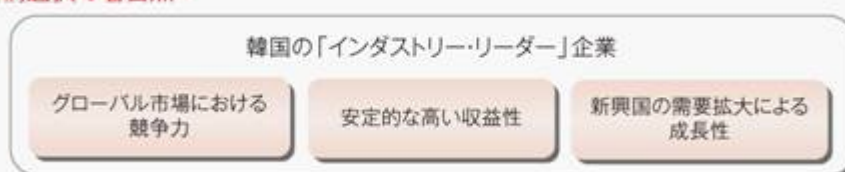
< 「インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ [エクイティ]」の特徴 >

・韓国の金融商品取引所に上場している「インダストリー・リーダー」企業の株式を主要投資対象とします。

「インダストリー・リーダー」企業とは：

市場支配力、強いブランド力、国際競争力を備えた、韓国の産業をけん引する企業をいいます。

< 銘柄選択の着目点 >



・イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドが運用を行います。

・割安な銘柄に分散投資を行うことにより、リスク調整後のリターンが中長期的にベンチマークを上回ることを目的とした運用を行います。

・企業の本質的価値を重視し、徹底した企業分析に基づくボトムアップ・アプローチを基本とした運用を行います。

・トップダウン・アプローチによる分析も考慮し、効率的なポートフォリオ構築と厳格なリスク管理を行うことにより、継続的な超過収益の獲得を目指します。

- ・イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開し、各国・地域の運用会社は連携して運用を行っています。
- ・イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッドは、グループの韓国における運用会社で、2002年に設立されました。現在、韓国株式ファンド(公募投信)において約8,620億韓国ウォン(約836億円)の運用資産残高を有しています。

2013年11月末現在。韓国国内の運用会社中第14位、外資系の運用会社の中では第3位。100韓国ウォン=9.7円で換算。

出所: Korea Financial Investment Association

4. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<ご参考情報>

▶ 韓国株式への投資のポイント

ポイント① 経済 韓国経済は、今後も安定的な成長が予想されています。韓国政府は、自由貿易協定（FTA）の締結によって輸出の拡大を促し、経済成長を後押しすることを目指しています。

ポイント② 企業 韓国企業は半導体や家電などの分野において競争力を有しており、高いマーケットシェアを誇っています。

ポイント③ 株式市場 韓国の株式市場は、世界的な景気減速懸念や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期で見ると堅調に推移しています。

韓国の概要

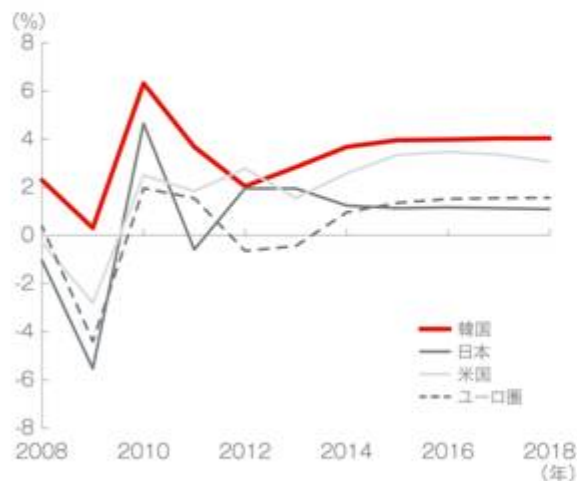
首都	ソウル
人口	約 5,024 万人（2013 年予測値）
面積	約 10 万平方キロメートル（日本の約 4 分の 1）
言語	韓国語
宗教	宗教人口比率 53.1%（うち仏教：42.9%、プロテスタント：34.5%、カトリック：20.6%、その他：2.0%） 社会・文化に儒教の影響を色濃く受ける。
政体	民主共和国
通貨	ウォン （100 ウォン=9.7 円）（2013 年 11 月末）
主要貿易品目	輸出:機械類、電気電子製品、化学工業製品 等 輸入:鉱産物、電気電子製品、鉄鋼金属製品 等

出所：外務省、IMF 世界経済見通しデータベース（2013 年 10 月）、Bloomberg LP のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

▶ ポイント① 韓国経済の動向

金融危機の影響から、韓国経済は一時的に大きく減速したものの、その後の世界経済の回復を受け、安定的な成長を遂げています。2013 年から 2018 年の実質 GDP 成長率の平均は、約 3.8%と予測されています。

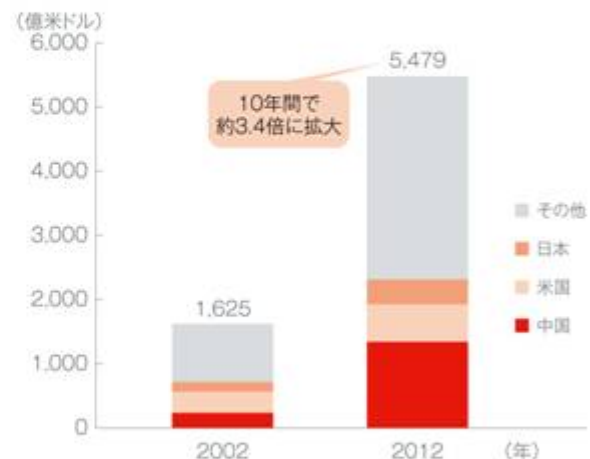
韓国および先進国の実質 GDP 成長率の推移
（2008 年～2018 年）



出所：IMF 世界経済見通しデータベース（2013 年 10 月）のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。一部予測値。

韓国は輸出主導型の経済となっており、輸出動向が経済成長を左右する要因の一つとなっています。韓国政府は、貿易促進のために FTA 締結交渉を積極的に行っています。

韓国 国別輸出額の推移
（2002 年、2012 年）



出所：CEIC のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

＜ご参考情報＞

▶ ポイント② 韓国企業の競争力

高い技術力を背景に、半導体や携帯電話、薄型テレビといった家電などの分野で、韓国企業が注目されています。これらの企業は優れた競争力を有し、世界の市場においても高いマーケットシェアを誇っています。

半導体売上高 世界シェア^{*1}
(2012年)

順位	会社名	シェア
1	インテル(米国)	16.4%
2	サムスン電子(韓国)	9.5%
3	クアルコム(米国)	4.4%
4	テキサス・インスツルメンツ(米国)	3.7%
5	東芝(日本)	3.5%
6	ルネサスエレクトロニクス(日本)	3.1%
7	SKハイニックス(韓国)	3.0%
8	STマイクロエレクトロニクス(蘭)	2.8%
9	ブロードコム(米国)	2.6%
10	マイクロン・テクノロジー(米国)	2.3%



携帯電話販売台数 世界シェア^{*2}
(2013年第3四半期)

順位	会社名	シェア
1	サムスン電子(韓国)	25.7%
2	ノキア(フィンランド)	13.8%
3	アップル(米国)	6.7%
4	LG電子(韓国)	4.0%
5	ZTE(中国)	3.0%

薄型テレビ売上高 世界シェア^{*3}
(2013年第2四半期)

順位	会社名	シェア
1	サムスン電子(韓国)	26.5%
2	LG電子(韓国)	16.3%
3	ソニー(日本)	8.0%
4	パナソニック(日本)	5.3%
5	TCL集団(中国)	5.1%

スマートフォン販売台数 世界シェア^{*2}

(2013年第3四半期)

順位	会社名	シェア
1	サムスン電子(韓国)	32.1%
2	アップル(米国)	12.1%
3	レノボ(中国)	5.1%
4	LG電子(韓国)	4.8%
5	ファーウェイ(中国)	4.7%

※ここに述べられたガートナーのレポート(以下「ガートナーのレポート」)は、ガートナーのシンジケート購読サービスの一部として顧客向けに発行されたデータ、リサーチ・オピニオンもしくは視点を表したものであり、事実を表現したものではありません。ガートナーの各レポートは、レポート発行時点における見解であり、この目録見書/企業レポート発行時点のものではありません。またガートナーのレポートで述べられた意見は、事前の予告なしに変更されることがあります。

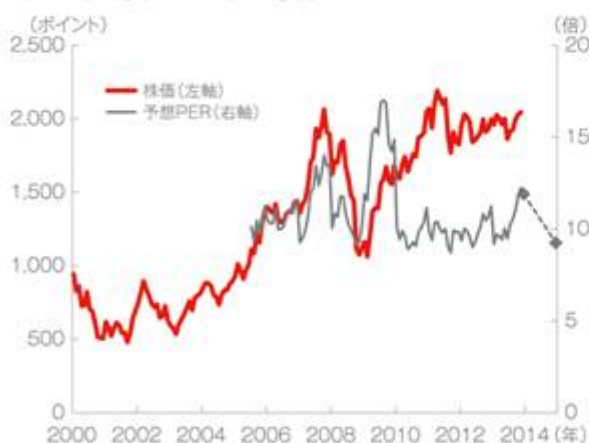
出所: *1 ガートナー プレスリリース「Worldwide Semiconductor Revenue Declined 2.6 Percent in 2012, According to Final Results by Gartner」(2013年4月3日、<http://www.gartner.com/newsroom/id/2405215>)、*2 ガートナー プレスリリース「Gartner Says Smartphone Sales Accounted for 55 Percent of Overall Mobile Phone Sales in Third Quarter of 2013」(2013年11月14日、<http://www.gartner.com/newsroom/id/2623415>)、*3 NPD DisplaySearch(2013年8月)のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。携帯電話およびスマートフォンは対エンドユーザー販売台数を使用。

▶ ポイント③ 韓国株式市場の動向

韓国の株式市場は、世界的な景気減速懸念や欧州債務問題などの影響を受けたものの、長期で見ると堅調に推移しています。

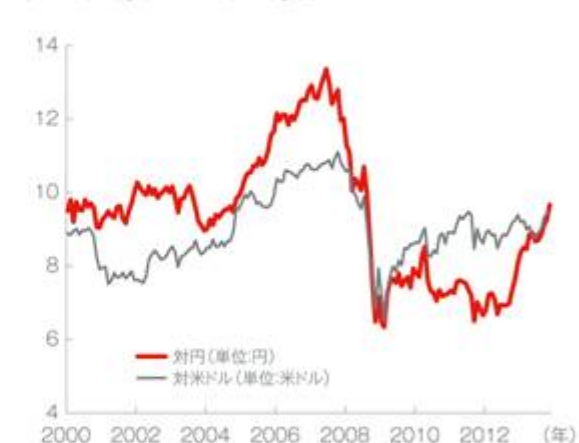
韓国銀行(中央銀行)は、通貨の安定のために中国やUAE、マレーシアなどとの通貨スワップ協定の限度額の拡大や協定の延長などの対策を打ち出しています。

韓国総合株価指数 株価と予想PERの推移
(2000年1月末～2014年12月末)



出所: Bloomberg LPのデータに基づき、イーストスプリング・インベストメンツ作成。韓国総合株価指数を使用。株価は2013年11月末まで表示。予想PERは2005年7月末より表示、2013年12月末および2014年12月末の予測値はコンセンサス予想集計値を使用。

韓国ウォン/円および米ドル 為替レートの推移
(2000年1月末～2013年11月末)



出所: Bloomberg LPのデータに基づき、イーストスプリング・インベストメンツ作成。対円は100ウォン、対米ドルは10,000ウォン当たりの推移。

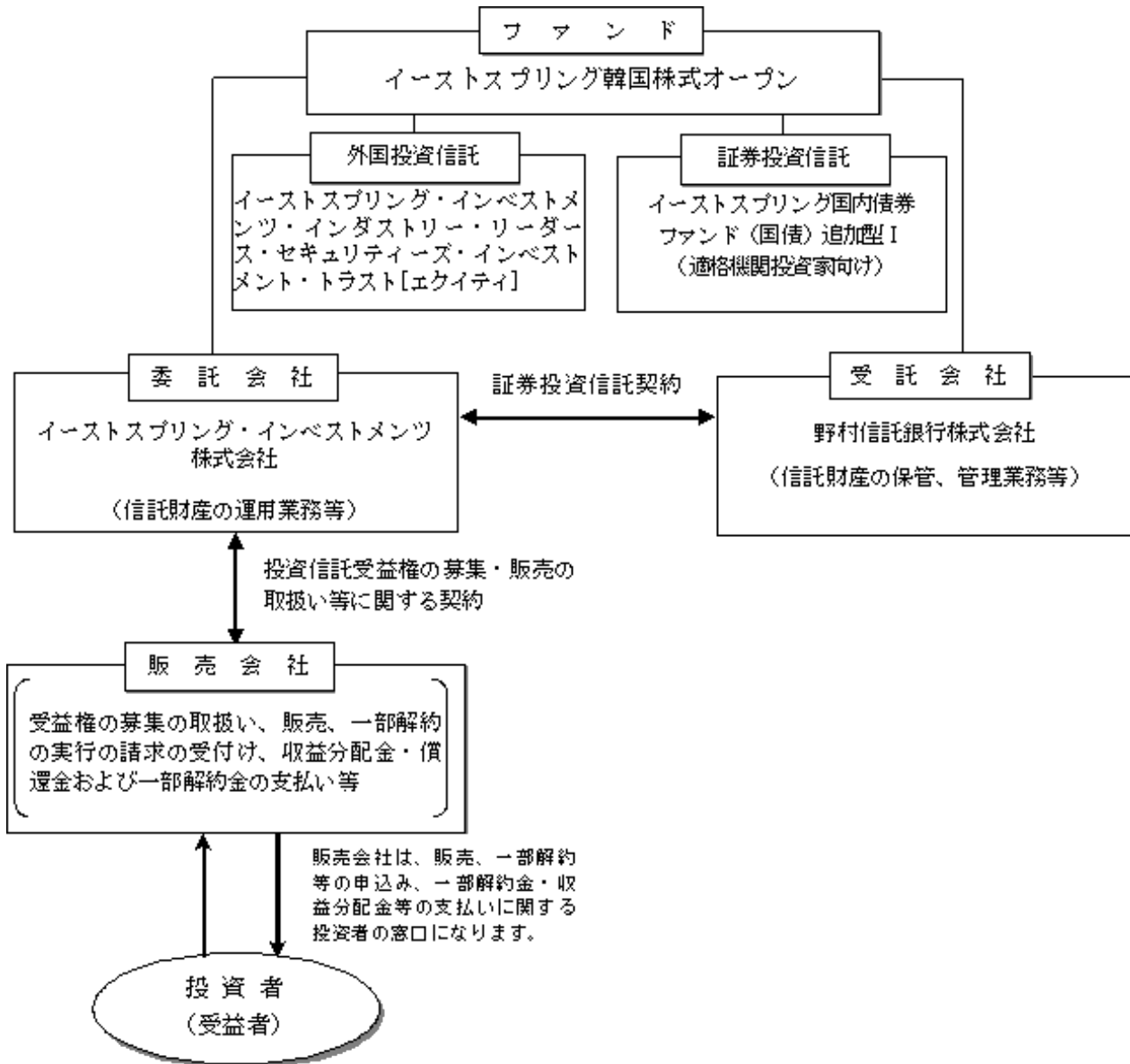
※上記は作成時点における各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年1月31日 証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成24年2月14日 「PCA韓国株式オープン」から「イーストスプリング韓国株式オープン」に
ファンド名変更**(3) 【ファンドの仕組み】**

ファンドの仕組み

**委託会社およびファンドの関係法人**

- a. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：野村信託銀行株式会社
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。
- c. 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

委託会社が関係人と締結している契約等の概要

- a. 受託会社と締結している契約
証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。
- b. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

委託会社の概況

a. 資本金の額

平成25年11月末日現在 649.5百万円

b. 委託会社の沿革

平成11年12月 ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立

平成12年 1月 投資顧問業の登録

平成12年 5月 投資一任契約にかかる業務の認可を取得

平成12年 5月 証券投資信託委託業の認可を取得

平成14年 1月 ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更

平成19年 9月 金融商品取引法施行による金融商品取引業(投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業)のみなし登録

平成22年12月 PCAアセット・マネジメント株式会社へ商号変更

平成24年 2月 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

c. 大株主の状況(平成25年11月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド(以下「PCHL」といいます。)(注)	英国 ロンドン市 ローレンス・パウト ニー・ヒル EC4R 0HH	23,060株	100%

(注) PCHLは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社(以下「最終親会社」)の間接子会社です。なお、最終親会社およびPCHLは、主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

a. 韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」の受益証券（韓国ウォン建て）およびわが国の証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）を主要投資対象とし、各ファンドに対する投資比率は以下の通りとします。

1. 「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」

原則として90%以上

割安と考える韓国株式に分散投資し、リスク調整後のリターンが継続的にベンチマークを上回ることを目的とする韓国籍外国投資信託の受益証券（韓国ウォン建て）

2. 「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」

原則として10%未満

わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、安定的な収益の確保を目的とするわが国の証券投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）

- b. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- c. 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

<投資信託証券の選定方針>

投資信託証券の投資対象および投資方針が当ファンドの投資方針に適合することを重視して、上記投資信託証券を選定しました。

<投資対象ファンドの概要>

以下の記載事項は、有価証券届出書提出日現在、委託会社が知り得る情報に基づいており、今後記載内容が変更される場合があります。

ファンド名	イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	
形態	韓国籍外国投資信託 / オープン・エンド型	
表示通貨	韓国ウォン	
運用の基本方針	韓国株式を主要投資対象とし、割安な銘柄に分散投資することで、リスク調整後のリターンが継続的にベンチマークを上回ることを目的とした運用を行います。	
主な投資対象	韓国の金融商品取引所に上場されている株式	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以上とします。 ・債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（当該株式の時価総額の比率が市場時価総額の10%を超える場合を除きます。） ・投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。（上場されている投資信託を除きます。） 	
ベンチマーク	韓国総合株価指数（KOSPI）	
ファンドの関係法人	運用会社	イーストスプリング・アセット・マネジメント・コリア・カンパニー・リミテッド
	受託会社	National Agricultural Cooperative Federation
手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.325%
	上記のほか、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等がかかります。	
信託設定日	平成14年4月18日	
決算日	毎年4月17日	

ファンド名	イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）	
形態	国内籍証券投資信託 / 適格機関投資家私募	
表示通貨	日本円	
運用の基本方針	わが国の国債を中心に、国債、政府保証債、地方債等の公共債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。	
主な投資対象	日本の国債、政府保証債、地方債	
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資には、制限を設けません。 	
ベンチマーク	BofAメリルリンチ国債インデックス（1 - 10年債）	
ファンドの関係法人	委託会社	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
	投資顧問会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド
	受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

手数料等	申込手数料	ありません。
	信託報酬	年率0.21%（税抜0.20%） 平成26年4月1日以降は、年率0.216%となる予定です。
	上記のほか、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等がかかります。	
信託設定日	平成14年8月26日	
決算日	毎年2月25日（休業日の場合は翌営業日）	

バンクオブアメリカ・メリルリンチは、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスを何ら変更することなく使用することを許諾しており、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスに関し何らの表明をするものではなく、バンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスまたはそれに含まれ、関連しもしくは得られるデータの適合性、内容、正確性、適時性および完全性について保証するものではありません。また、バンクオブアメリカ・メリルリンチはイーストスプリング・インベストメンツ株式会社によるバンクオブアメリカ・メリルリンチのインデックスの使用に関し一切の責任を負うものではなく、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社またはその商品またはサービスについて何らの支持、是認または推奨をするものではありません。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権（上記イおよび下記ハに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として韓国籍外国投資信託「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」の受益証券（韓国ウォン建て）およびわが国の証券投資信託「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型I（適格機関投資家向け）」の受益証券（振替受益権を含みます。）に投資を行うほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.の証券または証書の性質を有するもの

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

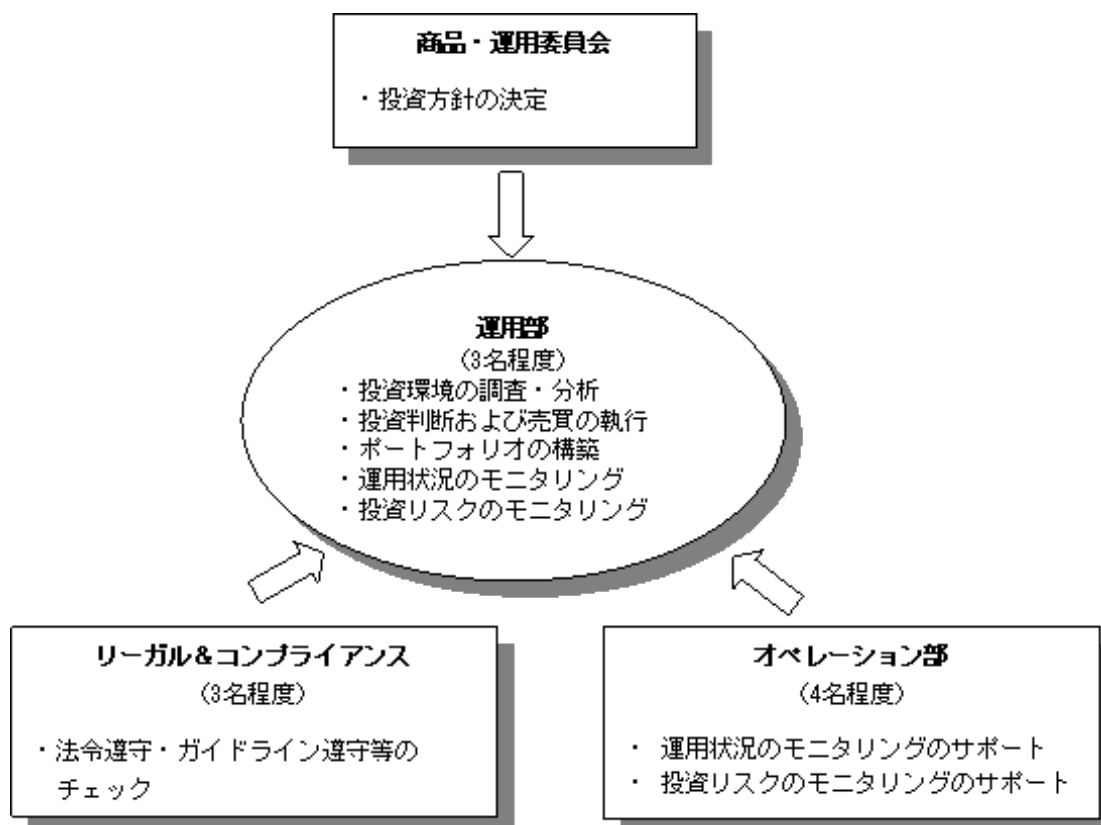
4. 手形割引市場において売買される手形

ただし、上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

なお、当ファンドの運用体制は平成25年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定める投資制限 >

1. 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
3. 株式への投資制限
株式への直接投資は行いません。
4. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
5. 外国為替予約取引の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
6. 資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合も含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
 - c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に株式に投資しますので、株式の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

2. 為替変動リスク

為替相場は投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。当ファンドが実質的に組入れた有価証券等にこうした事態が起こった場合は、基準価額の下落要因となります。

4. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があり、不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

5. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

6. 投資対象とする外国投資信託の設定地における税制変更に関するリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託の設定地において、税制が変更された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
3. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災

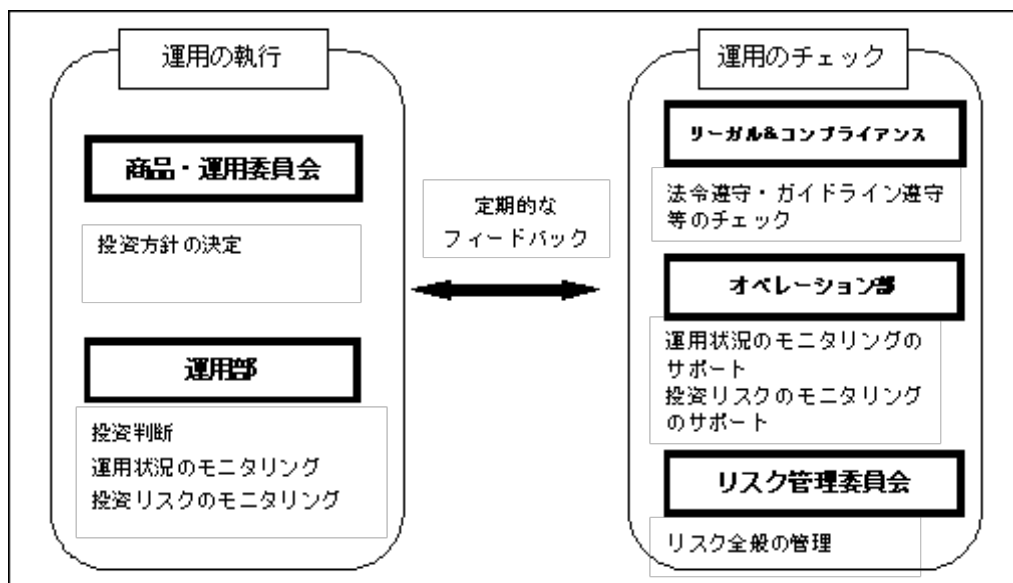
害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。

4. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
5. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
6. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

- ・委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。
- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守、利益相反の有無等のチェックを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成25年11月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

平成26年4月1日以降は、3.78%となる予定です。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス http://www.eastspringinvestments.co.jp/

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.07625%（税抜1.025%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

平成26年4月1日以降は、年率1.107%となる予定です。なお、下記の配分についても相応分上がります。

	配分
委託会社	年率 0.30975%（税抜 0.295%）
販売会社	年率 0.73500%（税抜 0.700%）
受託会社	年率 0.03150%（税抜 0.030%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。

なお、このほかに当ファンドが投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）においても、以下の信託報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加算した実質的な信託報酬は、年率1.40125%（上限）（税込）です。ただし、当該信託報酬は、投資信託証券の組入状況等により変動します。

平成26年4月1日以降は、年率1.432%となる予定です。

<ご参考：投資対象ファンドの信託報酬等>

ファンド名	信託報酬
イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	年率 0.325%
イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）	年率 0.21% （税抜0.20%）

平成26年4月1日以降は、年率0.216%となる予定です。

このほか、監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等がかかります。なお、申込手数料はありません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払った金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

投資対象とする投資信託証券において、組入有価証券の売買時に発生する売買委託手数料等および監査費用等が支払われます。

上記(4)に掲げる「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20% （所得税15%、地方税5%）

平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日開始の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2．法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15% （所得税15%）

平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は平成26年1月1日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年11月29日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	韓国	631,780,355	92.26
	日本	8,567,514	1.25
	小計	640,347,869	93.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	44,458,210	6.49
合計(純資産総額)		684,806,079	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年11月29日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
韓国	投資信託 受益証券	イーストスプリング・ インベストメンツ・イン ダストリー・リー ダース・セキュリ ティーズ・インベスト メント・トラスト[エ クイティ]	6,442,546,128	0.09	621,869,036	0.09	631,780,355	92.26
日本	投資信託 受益証券	イーストスプリング国 内債券ファンド(国債) 追加型(適格機関投 資家向け)	7,966,076	1.0756	8,568,311	1.0755	8,567,514	1.25

種類別投資比率

(平成25年11月29日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	93.51
合計	93.51

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成25年11月29日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成25年11月29日現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年11月29日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期	(平成18年10月31日)	3,051	3,051	1.0001	1.0001
第2期	(平成19年10月31日)	1,412	1,577	1.2627	1.4105
第3期	(平成20年10月31日)	534	534	0.4766	0.4766
第4期	(平成21年11月2日)	887	887	0.6506	0.6506
第5期	(平成22年11月1日)	1,311	1,311	0.7599	0.7599
第6期	(平成23年10月31日)	1,720	1,720	0.8417	0.8417
第7期	(平成24年10月31日)	1,053	1,053	0.8264	0.8264
第8期	(平成25年10月31日)	605	664	1.0186	1.1186
	平成24年11月末日	1,030	-	0.8781	-
	平成24年12月末日	1,042	-	0.9517	-
	平成25年1月末日	948	-	0.9622	-
	平成25年2月末日	952	-	1.0118	-
	平成25年3月末日	856	-	0.9979	-
	平成25年4月末日	826	-	1.0330	-
	平成25年5月末日	767	-	1.0446	-
	平成25年6月末日	663	-	0.9420	-
	平成25年7月末日	699	-	1.0183	-
	平成25年8月末日	665	-	1.0088	-
	平成25年9月末日	652	-	1.0803	-
	平成25年10月末日	605	-	1.0186	-
	平成25年11月末日	684	-	1.0704	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成18年 1月31日 至 平成18年10月31日	0.0000
第2期	自 平成18年11月 1日 至 平成19年10月31日	0.1500
第3期	自 平成19年11月 1日 至 平成20年10月31日	0.0000
第4期	自 平成20年11月 1日 至 平成21年11月 2日	0.0000
第5期	自 平成21年11月 3日 至 平成22年11月 1日	0.0000
第6期	自 平成22年11月 2日 至 平成23年10月31日	0.0000
第7期	自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	0.0000
第8期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日	0.1000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成18年 1月31日 至 平成18年10月31日	0.0
第2期	自 平成18年11月 1日 至 平成19年10月31日	41.0
第3期	自 平成19年11月 1日 至 平成20年10月31日	62.3
第4期	自 平成20年11月 1日 至 平成21年11月 2日	36.5
第5期	自 平成21年11月 3日 至 平成22年11月 1日	16.8
第6期	自 平成22年11月 2日 至 平成23年10月31日	10.8
第7期	自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	1.8
第8期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日	35.4

(注) 収益率は、計算期間末日の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

< 参考情報 >

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。 別途記載がない限り
 ※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。 2013年11月29日現在

■基準価額・純資産の推移 期間：設定日(2006年1月31日)～2013年11月29日 ■分配の推移 (1万円当たり・税引前)



決算期	分配金
2013年10月31日(第8期)	1,000円
2012年10月31日(第7期)	0円
2011年10月31日(第6期)	0円
2010年11月1日(第5期)	0円
2009年11月2日(第4期)	0円
設定来累計	2,500円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]	92.26
イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)	1.25
現金・その他	6.49

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。

●「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト [エクイティ]」の状況

資産別組入状況 組入上位10業種 組入上位10銘柄 (2013年9月末現在)

資産の種類	比率(%)	組入上位10業種		組入上位10銘柄		
		業種	比率(%)	銘柄	業種	比率(%)
株式	98.3	1 一般消費財・サービス	33.6	1 Samsung Electronics	情報技術	15.63
現金・その他	1.7	2 情報技術	24.2	2 Hyundai Motors	一般消費財・サービス	5.68
		3 生活必需品	16.0	3 Hankook Tire	一般消費財・サービス	5.55
		4 素材	7.5	4 Amorepacific Group	生活必需品	5.37
		5 資本財・サービス	5.1	5 CJ	生活必需品	4.97
		6 金融	4.6	6 CJ Hello Vision	一般消費財・サービス	4.38
		7 ヘルスケア	4.5	7 Yuhan	ヘルスケア	3.85
		8 公益事業	4.0	8 Hotel Shilla	一般消費財・サービス	3.73
		9 エネルギー	0.3	9 CJ Korea Express	資本財・サービス	3.51
		10 -	-	10 LG Hausys	素材	3.46

※韓国の規制により、当社が作成時点で取得可能な投資対象ファンドのデータに基づいて作成しています。

※資産別組入状況の比率は純資産総額を100%として、組入上位10業種、組入上位10銘柄の比率は株式の総評価額を100%として計算しています。

※業種区分は、原則としてMSCI/S&P GICSに準じております(一部当社判断に基づく分類を採用)。なお、GICSに関する知的財産権は、MSCI Inc.およびS&Pにあります。

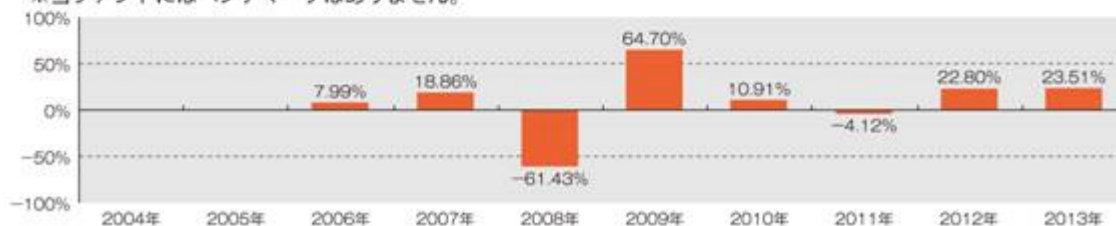
●「イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型I(適格機関投資家向け)」の状況

資産の種類	比率(%)	組入上位5銘柄	
		銘柄	比率(%)
債券	99.31	1 第280回利付国債(10年)	10.89
現金・その他	0.69	2 第328回利付国債(10年)	7.20
		3 第277回利付国債(10年)	6.83
		4 第102回利付国債(5年)	6.50
		5 第285回利付国債(10年)	6.04

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2006年は、設定日(2006年1月31日)から2006年12月末までの収益率です。

※2013年は、11月末までの収益率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成18年 1月31日 至 平成18年10月31日	4,073,574,017	1,022,096,590	3,051,477,427
第2期	自 平成18年11月 1日 至 平成19年10月31日	866,207,934	2,799,007,909	1,118,677,452
第3期	自 平成19年11月 1日 至 平成20年10月31日	555,347,442	551,923,684	1,122,101,210
第4期	自 平成20年11月 1日 至 平成21年11月 2日	988,379,256	746,630,592	1,363,849,874
第5期	自 平成21年11月 3日 至 平成22年11月 1日	1,424,740,165	1,062,173,568	1,726,416,471
第6期	自 平成22年11月 2日 至 平成23年10月31日	2,653,554,646	2,335,576,931	2,044,394,186
第7期	自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	697,827,928	1,466,790,260	1,275,431,854
第8期	自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日	232,329,605	913,784,848	593,976,611

(注) 第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、韓国の金融商品取引所の休場日または韓国の銀行休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。また、韓国の金融商品取引所が2日以上連続して休場日となる場合等、委託会社が別に定める日は、お申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。各販売会社の申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス http://www.eastspringinvestments.co.jp/

3. 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

平成26年4月1日以降は、3.78%となる予定です。

基準価額および申込手数料は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。

5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。
ただし、一部解約の実行の請求日が韓国の金融商品取引所の休場日または韓国の銀行休業日にあたる場合は、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。また、韓国の金融商品取引所が2日以上連続して休場日となる場合等、委託会社が別に定める日は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合には翌営業日の取扱いとします。
2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。
一部解約にかかる解約価額については、お申込みの販売会社にお問合せください。
信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1.による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4.により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記2.に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、一部解約の口数が当該一部解約の実行請求日の前営業日の受益権総口数の5%を超える場合等、大口換金には制限を設ける場合があります。
一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として、計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社、あるいは下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「韓国株」と略称で掲載されています。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページアドレス http://www.eastspringinvestments.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成18年1月31日から無期限とします。ただし、下記「(5) その他 1. 信託契約の解約（信託の終了）」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

1. 計算期間は、原則として毎年11月1日から翌年10月31日までとします。
2. 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託契約の解約（信託の終了）
 - a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、上記a.にかかるとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは上記a.の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - f. 上記c.からe.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - g. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更」d.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
2. 信託約款の変更
- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
 - b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - c. 上記b.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更をしません。
 - e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 信託契約に関する監督官庁の命令
- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更」の規定にしたがいます。
4. 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
6. 運用報告書
- 委託会社は、各計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
7. 反対者の買取請求権

信託契約の解約(信託の終了)または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

8. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで)から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として、信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通して委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成24年11月1日から平成25年10月31日まで）の財務諸表については、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

イーストスプリング韓国株式オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成24年10月31日現在)	第8期 (平成25年10月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	127,653	180,360
金銭信託	531,365	95,881
コール・ローン	62,000,000	116,000,000
投資信託受益証券	1,017,297,973	564,752,089
未収利息	84	158
流動資産合計	1,079,957,075	681,028,488
資産合計	1,079,957,075	681,028,488
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	59,397,661
未払解約金	18,491,674	12,363,879
未払受託者報酬	190,818	111,265
未払委託者報酬	6,328,737	3,690,261
その他未払費用	984,500	413,076
流動負債合計	25,995,729	75,976,142
負債合計	25,995,729	75,976,142
純資産の部		
元本等		
元本	1,275,431,854	593,976,611
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	221,470,508	11,075,735
(分配準備積立金)	85,121,771	81,023,320
元本等合計	1,053,961,346	605,052,346
純資産合計	1,053,961,346	605,052,346
負債純資産合計	1,079,957,075	681,028,488

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期		第8期	
	自	平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	自	平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日
営業収益				
受取利息		70,809		35,274
有価証券売買等損益		70,197,919		80,136,168
為替差損益		17,802,930		202,284,532
その他収益		1,119		-
営業収益合計		52,323,061		282,455,974
営業費用				
受託者報酬		417,402		261,897
委託者報酬		13,843,624		8,686,217
その他費用		2,923,125		1,734,058
営業費用合計		17,184,151		10,682,172
営業利益又は営業損失（ ）		69,507,212		271,773,802
経常利益又は経常損失（ ）		69,507,212		271,773,802
当期純利益又は当期純損失（ ）		69,507,212		271,773,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		56,898,390		121,287,431
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		323,664,476		221,470,508
剰余金増加額又は欠損金減少額		239,864,091		147,507,617
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		239,864,091		147,507,617
剰余金減少額又は欠損金増加額		125,061,301		6,050,084
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		125,061,301		6,050,084
分配金		-		59,397,661
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		221,470,508		11,075,735

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第8期 自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準 受取配当金の計上基準	受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 外貨建取引等の処理基準	「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 (平成24年10月31日現在)	第8期 (平成25年10月31日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	2,044,394,186 円	1,275,431,854 円
期中追加設定元本額	697,827,928 円	232,329,605 円
期中一部解約元本額	1,466,790,260 円	913,784,848 円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	1,275,431,854 口	593,976,611 口
3. 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10号 に規定する額	元本の欠損 221,470,508 円	元本の欠損 - 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	第8期 自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日
1. 分配金の計算過程 計算期間末における信託約款に規定する収益調整金(630,568,657円)及び分配準備積立金(85,121,771円)より分配対象収益は715,690,428円(1万口当たり5,611円)ですが、当計算期間に分配を行っておりません。	1. 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(19,723円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(109,375,336円)、信託約款に規定する収益調整金(302,819,770円)及び分配準備積立金(31,025,922円)より分配対象収益は443,240,751円(1万口当たり7,462円)であり、うち59,397,661円(1万口当たり1,000円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第7期 自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日</p>	<p style="text-align: center;">第8期 自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日</p>
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p>
<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。</p>	<p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

金融商品の時価等に関する事項

第7期 自 平成23年11月 1日 至 平成24年10月31日	第8期 自 平成24年11月 1日 至 平成25年10月31日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第7期 (平成24年10月31日現在)	第8期 (平成25年10月31日現在)
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の 損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	41,599,839	50,330,793
合計	41,599,839	50,330,793

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

区分	第7期 (平成24年10月31日現在)	第8期 (平成25年10月31日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.8264円 (8,264円)	1.0186円 (10,186円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成25年10月31日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	投資信託 受益証券	イーストスプリング国内債券 ファンド(国債)追加型 (適格 機関投資家向け)	7,966,076	8,568,311	
小計			7,966,076	8,568,311	
韓国 ウォン	投資信託 受益証券	イーストスプリング・インベ ストメンツ・インダスト リー・リーダーズ・セキュリ ティーズ・インベストメン ト・トラスト[エクイティ]	5,985,894,088	5,967,637,111.00	
小計			5,985,894,088	5,967,637,111.00 (556,183,778)	
合計				564,752,089 (556,183,778)	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表示しております。

有価証券明細表注記

(注) 1. 小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
韓国ウォン	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

2. デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」および「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」の受益証券を主要投資対象としております。

これらの受益証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」は、韓国籍のオープンエンド型の外国投資信託です。同外国投資信託は、平成25年4月17日に計算期間が終了し、韓国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

「イーストスプリング国内債券ファンド（国債）追加型（適格機関投資家向け）」は、国内の投資信託です。同投資信託は、平成25年2月25日に計算期間が終了し、国内において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、独立監査人による財務諸表監査を受けております。

「イーストスプリング・インベストメンツ・インダストリー・リーダーズ・セキュリティーズ・インベストメント・トラスト[エクイティ]」の内容

貸借対照表

第10(前)期 2012年 4月 17日 現在

第11(当)期 2013年 4月 17日 現在

(単位：韓国ウォン)

科目	第10(前)期		第11(当)期	
	金額		金額	
資産				
・運用資産		43,359,683,949		35,936,883,232
1. 現金及び預金	138,388,849		398,355,782	
(1) 現金及び現金性資産	138,388,849		398,355,782	
2. 貸付債権	545,000,000		400,000,000	
(1) コール・ローン	545,000,000		400,000,000	
3. 有価証券	42,676,295,100		35,138,527,450	
(1) 株式	42,676,295,100		35,138,527,450	
・その他資産		1,259,819,571		1,146,466,098
1. 有価証券売却未収入金	1,146,828,012		990,406,893	
2. 未収利息	727,243		702,775	
3. 未収配当金	112,264,316		155,356,430	
資産合計		44,619,503,520		37,083,349,330
負債				
・その他の負債		1,180,415,577		1,344,656,369
1. 有価証券買付未払金	1,076,922,876		1,243,576,396	
2. 未払手数料	101,232,805		98,835,083	
3. その他未払金	2,259,896		2,244,890	
負債合計		1,180,415,577		1,344,656,369
純資産				
・元本		47,855,843,088		38,053,086,540
・欠損金		(4,416,755,145)		(2,314,393,579)
1,000口当り基準価額：				
当期：Class A	932.25ウォン			
Class C-F	942.93ウォン			
Class C-W	943.51ウォン			
前期：Class A	904.36ウォン			
Class C-F	909.55ウォン			
Class C-W	909.81ウォン			
純資産合計		43,439,087,943		35,738,692,961
負債純資産合計		44,619,503,520		37,083,349,330

損益計算書

第10(前)期 2011年 4月 18日から 2012年 4月 17日まで

第11(当)期 2012年 4月 18日から 2013年 4月 17日まで

(単位:韓国ウォン)

科 目	第10(前)期		第11(当)期	
	金額		金額	
. 運用収益(損失)		(4,046,861,901)		2,241,613,303
1. 投資収益	379,016,142		428,340,420	
(1) 利息	54,020,756		31,800,220	
(2) 配当金	324,995,386		396,540,200	
2. 売買利益及び評価利益	8,323,303,812		9,903,857,347	
(1) 有価証券売買利益	5,775,652,528		6,690,248,220	
(2) 有価証券評価益	2,547,651,284		3,213,609,127	
3. 売買損失及び評価損	(12,749,181,855)		(8,090,584,464)	
(1) 有価証券売買損失	10,816,639,495		6,537,411,731	
(2) 有価証券評価損	1,932,542,360		1,553,172,733	
. 運用費用		422,870,184		421,286,347
1. 運用手数料	288,169,476		308,103,461	
2. 販売手数料	112,489,803		89,762,068	
3. 受託手数料	12,350,113		13,204,429	
4. 事務受託手数料	6,175,051		6,602,213	
5. その他費用	3,685,741		3,614,176	
. 当期純利益(損失)		(4,469,732,085)		1,820,326,956
1,000口当り当期純利益(損失)		(101.95)		37.80

有価証券明細表(株式)(2013年4月17日現在)

(単位:韓国ウォン)

名称	数量(株)	取得額	評価額
有価証券市場			
Samsung Electronics	4,786	6,179,563,175	7,265,148,000
Hyundai Motors	10,892	2,501,318,229	2,096,710,000
Hankook Tire	40,749	1,871,330,731	1,913,165,550
Amore Pacific group	4,763	1,888,666,305	1,874,240,500
CJ	11,024	1,351,931,420	1,670,136,000
Korea Electric Power	49,730	1,553,256,330	1,606,279,000
Amore Pacific	1,510	1,582,221,254	1,343,900,000
Hotel Shilla	22,370	1,140,822,552	1,275,090,000
LG Hausys	12,473	991,759,443	1,176,203,900
Yuhan	5,513	940,913,113	1,119,139,000
Hanatour	12,133	807,364,519	867,509,500
Daesang	19,160	528,780,294	780,770,000
Korea Thai World Wide	41,890	726,911,904	772,870,500
Hyundai Glovis	4,440	792,998,823	737,040,000
Kiwoom Securities	10,800	660,954,492	722,520,000
Kumho Petrochemical	7,597	832,418,408	672,334,500
Samsung Product	10,580	684,605,692	645,380,000
Grand Korea Leisure	15,490	437,178,774	537,503,000
GS	10,090	606,139,694	534,770,000
Hana Financial Group	14,840	562,532,860	534,240,000
CJ Hello Vision	29,000	481,860,982	520,550,000
CJ CheilJedang	1,610	524,694,430	501,515,000
Kia Motors	9,140	514,037,870	475,280,000
Korea Investment Holdings	10,260	381,624,990	471,960,000
CJ Korea Express	4,540	520,788,136	442,650,000
Mende	5,275	625,927,911	404,065,000
Samsung Securities	7,200	400,404,309	360,000,000
SK Innovation	2,270	392,122,097	322,340,000
NHN	1,060	281,127,719	313,760,000
LS	3,820	344,174,203	305,600,000
LG Chemistry	1,240	331,507,512	301,320,000
Hanmi Pharmaceutical	1,504	178,773,864	240,640,000
有価証券上場株式 計	387,749	31,618,712,035	32,804,629,450
コスダック市場			
CJ O Shopping	4,962	1,281,702,693	1,533,258,000
Paradise	35,584	577,676,328	800,640,000
コスダック上場株式 計	40,546	1,859,379,021	2,333,898,000
合計	428,295	33,478,091,056	35,138,527,450

イーストスプリング国内債券ファンド(国債)追加型(適格機関投資家向け)の内容

貸借対照表

区 別	注記 番号	第10期 (平成24年2月27日現在)	第11期 (平成25年2月25日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,996,009	10,085,780
国債証券		3,013,228,160	2,858,271,630
未収利息		14,173,572	12,638,597
前払費用		161,943	649,312
流動資産合計		3,029,559,684	2,881,645,319
資産合計		3,029,559,684	2,881,645,319
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		820,046	780,634
未払委託者報酬		2,460,090	2,341,841
その他未払費用		315,000	315,000
流動負債合計		3,595,136	3,437,475
負債合計		3,595,136	3,437,475
純資産の部			
元本等			
元本		2,862,450,698	2,684,544,475
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		163,513,850	193,663,369
(うち分配準備積立金)		(178,496,658)	(175,897,569)
元本等合計		3,025,964,548	2,878,207,844
純資産合計		3,025,964,548	2,878,207,844
負債純資産合計		3,029,559,684	2,881,645,319

損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	第10期	第11期
		自 平成23年2月26日 至 平成24年2月27日	自 平成24年2月28日 至 平成25年2月25日
		金 額(円)	金 額(円)
営業収益			
受取利息		43,445,284	40,900,196
有価証券売買等損益		24,094,280	6,344,370
営業収益合計		67,539,564	47,244,566
営業費用			
受託者報酬		1,626,897	1,571,596
委託者報酬		4,880,567	4,714,677
その他費用		315,000	315,000
営業費用合計		6,822,464	6,601,273
営業利益又は営業損失()		60,717,100	40,643,293
経常利益又は経常損失()		60,717,100	40,643,293
当期純利益又は当期純損失()		60,717,100	40,643,293
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額()		6,213,735	1,347,615
期首剰余金又は期首欠損金()		108,231,316	163,513,850
剰余金増加額又は欠損金減少額		14,362,210	31,376,213
当期追加信託に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		14,362,210	31,376,213
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,583,041	40,522,372
当期一部解約に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		13,583,041	40,522,372
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金()		163,513,850	193,663,369

有価証券明細表（平成25年2月25日現在）

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第70回利付国債（5年）	93,000,000	93,038,130	
	第82回利付国債（5年）	100,000,000	100,903,000	
	第101回利付国債（5年）	100,000,000	101,177,000	
	第102回利付国債（5年）	100,000,000	100,797,000	
	第251回利付国債（10年）	100,000,000	100,256,000	
	第254回利付国債（10年）	90,000,000	90,671,400	
	第257回利付国債（10年）	100,000,000	101,005,000	
	第274回利付国債（10年）	50,000,000	52,042,000	
	第277回利付国債（10年）	92,000,000	96,352,520	
	第280回利付国債（10年）	155,000,000	164,419,350	
	第284回利付国債（10年）	100,000,000	106,134,000	
	第285回利付国債（10年）	80,000,000	85,206,400	
	第295回利付国債（10年）	30,000,000	32,150,100	
	第298回利付国債（10年）	100,000,000	106,379,000	
	第299回利付国債（10年）	50,000,000	53,243,500	
	第300回利付国債（10年）	130,000,000	139,987,900	
	第301回利付国債（10年）	25,000,000	26,949,250	
	第302回利付国債（10年）	50,000,000	53,588,000	
	第303回利付国債（10年）	30,000,000	32,154,300	
	第304回利付国債（10年）	50,000,000	53,268,500	
	第305回利付国債（10年）	7,000,000	7,457,240	
	第306回利付国債（10年）	20,000,000	21,431,400	
	第307回利付国債（10年）	35,000,000	37,264,150	
	第308回利付国債（10年）	55,000,000	58,556,850	
	第310回利付国債（10年）	25,000,000	26,043,500	
	第311回利付国債（10年）	67,000,000	68,790,240	
	第312回利付国債（10年）	50,000,000	52,789,500	
	第315回利付国債（10年）	60,000,000	63,249,600	
	第321回利付国債（10年）	50,000,000	51,651,500	
	第325回利付国債（10年）	80,000,000	80,861,600	
	第30回利付国債（20年）	25,000,000	27,340,500	
	第31回利付国債（20年）	50,000,000	55,254,000	
	第32回利付国債（20年）	40,000,000	44,447,200	
	第41回利付国債（20年）	120,000,000	129,297,600	
第42回利付国債（20年）	50,000,000	57,199,000		
第44回利付国債（20年）	50,000,000	57,403,500		
第45回利付国債（20年）	50,000,000	57,059,500		
第47回利付国債（20年）	40,000,000	45,236,400		
第48回利付国債（20年）	100,000,000	115,517,000		
第56回利付国債（20年）	50,000,000	56,073,000		
第58回利付国債（20年）	50,000,000	55,626,000		
合 計			2,858,271,630	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年11月29日現在)

資産総額	687,800,014 円
負債総額	2,993,935 円
純資産総額 (-)	684,806,079 円
発行済口数	639,790,868 口
1口当たり純資産額 (/)	1.0704 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡方法

(1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

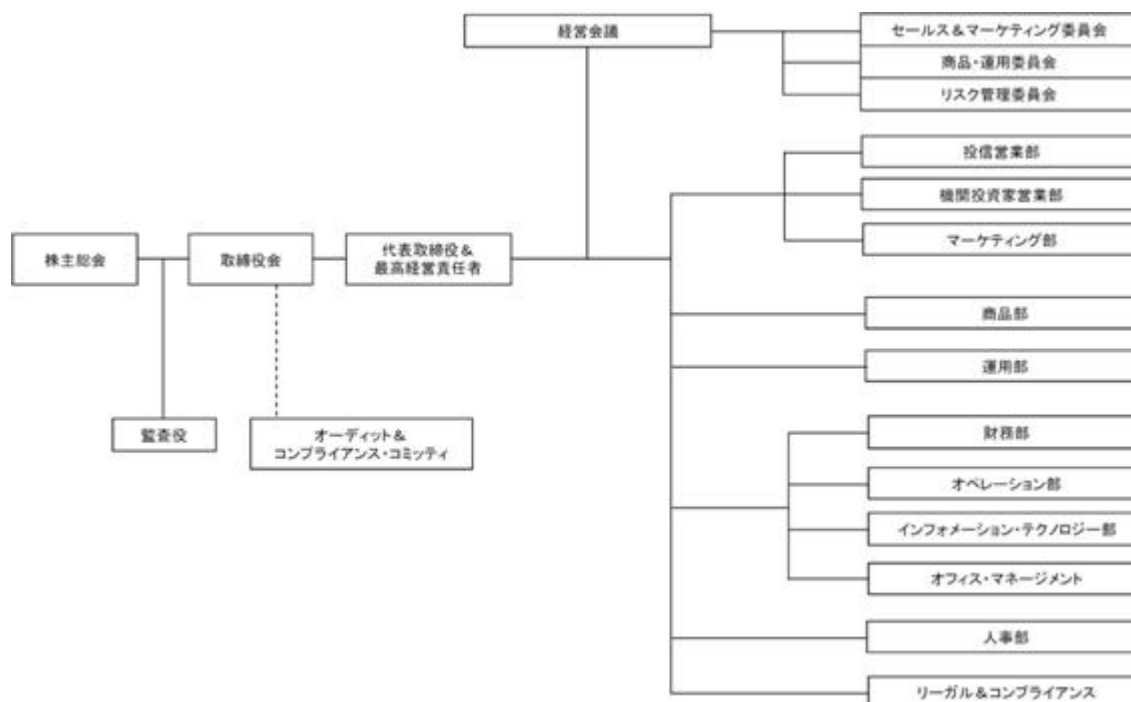
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成25年11月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成25年11月末日現在）



・会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル&コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年11月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託（公募投資信託）	17	234,179 百万円
追加型株式投資信託（私募投資信託）	4	470,453 百万円
合計	21	704,633 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,976,126	1,729,168
前払費用	18,825	14,755
未収委託者報酬	1,211,935	1,147,799
未収入金	28,253	20,623
未収消費税等	8,578	7,603
繰延税金資産	85,943	100,224
流動資産合計	3,329,664	3,020,175
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	96,710	90,093
器具備品	51,681	44,594
リース資産	17,323	14,885
有形固定資産合計	165,715	149,573
無形固定資産	2	2
ソフトウェア	6,263	10,678
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	6,551	10,966
投資その他の資産		
長期差入保証金	95,642	89,394
繰延税金資産	34,339	39,364
その他	16,889	16,007
投資その他の資産合計	146,871	144,766
固定資産合計	319,138	305,307
資産合計	3,648,802	3,325,482
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	838,786	589,560
関係会社未払金	1,722	197,815
その他未払金	18,853	37,686
未払費用	112,953	75,375
未払法人税等	146,290	134,875
預り金	64,148	52,825
賞与引当金	154,807	187,766
リース債務	5,575	5,644
流動負債合計	1,343,138	1,281,550
固定負債		
退職給付引当金	90,244	103,937
リース債務	12,614	9,985
固定負債合計	102,858	113,922
負債合計	1,445,997	1,395,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,429	663,634
利益剰余金合計	936,429	663,634
株主資本合計	2,202,804	1,930,009
純資産合計	2,202,804	1,930,009
負債・純資産合計	3,648,802	3,325,482

(2)【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,030,477	5,353,243
その他営業収益	-	146
営業収益合計	6,030,477	5,353,389
営業費用		
支払手数料	2,535,532	2,089,707
広告宣伝費	167,903	192,734
調査費	152,904	159,018
委託調査費	1,052,463	1,072,846
委託計算費	34,702	37,417
通信費	15,408	12,853
諸会費	7,531	6,373
営業費用合計	3,966,446	3,570,951
一般管理費		
役員報酬	228,106	297,229
給料・手当	476,371	431,731
賞与	49,360	24,453
交際費	9,136	9,202
旅費交通費	40,750	30,982
租税公課	7,129	13,397
不動産賃借料	113,406	111,778
退職給付費用	47,175	84,663
固定資産減価償却費	24,241	25,646
採用費	12,426	2,682
専門家報酬	32,829	11,591
業務委託費	20,309	19,213
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	44,603	40,193
一般管理費合計	1,111,213	1,108,132
営業利益	952,817	674,305
営業外収益		
受取利息	86	103
受取配当金	570	474
為替差益	4,932	-
不動産賃貸収益	-	4,848
雑収入	79	-
営業外収益合計	5,668	5,426
営業外費用		
為替差損	-	37,775
雑損失	-	881
営業外費用合計	-	38,657
経常利益	958,486	641,075
特別損失		
固定資産除却損	684	848
固定資産売却損	-	132
事務所移転費	3,824	-
特別損失合計	4,508	981
税引前当期純利益	953,977	640,093
法人税、住民税及び事業税	426,451	332,195
法人税等調整額	29,342	19,305
法人税等合計	455,793	312,889
当期純利益	498,183	327,204

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	649,500	649,500
当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	616,875	616,875
当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,038,246	936,429
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	936,429	663,634
株主資本合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009
純資産合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
株主資本以外の項目の 期中の変動額(純額)	-	-
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したものの
旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したものの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	13,575 千円	20,434 千円
器具備品	25,695 千円	32,238 千円
リース資産	8,416 千円	7,176 千円
計	47,688 千円	59,849 千円

- 2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
ソフトウェア	2,524 千円	4,590 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成23年3月31日	平成23年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額	600百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	26,019円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年7月1日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成24年3月31日	平成24年7月1日

(リース取引関係)

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	80,972 千円	- 千円
1年超	- 千円	- 千円
合計	80,972 千円	- 千円

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,976,126	1,976,126	-
未収委託者報酬	1,211,935	1,211,935	-
長期差入保証金	95,642	95,642	-
未払金	(859,362)	(859,362)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,729,168	1,729,168	-
未収委託者報酬	1,147,799	1,147,799	-
長期差入保証金	89,394	89,394	-
未払金	(825,062)	(825,062)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿
価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日） (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,976,126	-	-	-
未収委託者報酬	1,211,935	-	-	-
長期差入保証金	14,726	80,916	-	-
合計	3,202,789	80,916	-	-

当事業年度（平成25年3月31日） (単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,729,168	-	-	-
未収委託者報酬	1,147,799	-	-	-
長期差入保証金	13,843	75,550	-	-
合計	2,890,811	75,550	-	-

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務	90,244千円	103,937千円
退職給付引当金	90,244千円	103,937千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
退職給付費用	47,175千円	84,663千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,842 千円	71,370 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	32,163 千円	37,042 千円
未払費用否認額	5,856 千円	11,541 千円
未払事業税	11,083 千円	11,955 千円
その他	12,338 千円	7,678 千円
繰延税金資産の総額	120,282 千円	139,587 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69 %	38.01 %
(調整)		
住民税均等割	0.10 %	0.15 %
交際費等永久差異	0.39 %	1.08 %
役員給与永久差異	5.13 %	9.60 %
その他	0.33 %	0.04 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.14 %	- %
税効果会計適用後の法人税の負担率	47.78 %	48.88 %

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払 (注1)	323,627	未払金	71,157
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払 (注1)	14,260	未払金	2,414
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリ ング・インベスト メンツ(シンガ ポール) リミテッド(注2)	シンガポ ール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払 (注1) 情報関連費の 支払	713,699 27,921	未払金 未払金	126,553 817
親会社の親会社	ブルーデンシャ ル・ホールディ ングス・リミテ ッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	41,766	未払金	905

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) 2012年2月14日付でブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドから社名変更しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	234,835	未払金	17,141
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	12,078	未払金	389
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリ ング・インベスト メンツ(シンガポ ール) リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガポ ール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注) 情報関連費の 支払	825,205 25,956	未払金 未払金	169,259 3,548
親会社の 子会社	イーストスプリ ング・インベスト メンツ・サービ ス・ プライベートリ ミテッド	シンガポ ール	1千5万 シンガポ ール ドル	その他 サービ ス 業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティ の支払	15,411	未払金	6,010
親会社の親会社	ブルーデンシャ ル・ホールディ ングス・リミテ ッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,923	未払金	1,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

プルデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	6,030,477

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	5,353,389

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	95,524円84銭	83,695円11銭
1株当たり当期純利益	21,603円70銭	14,189円26銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,329,905
前払費用		18,720
未収委託者報酬		1,046,233
未収入金		25,114
繰延税金資産		138,934
流動資産合計		<u>2,558,908</u>
固定資産		
有形固定資産	1	
建物		86,656
器具備品		42,158
リース資産		18,381
有形固定資産合計		<u>147,197</u>
無形固定資産	2	
ソフトウェア		12,458
電話加入権		288
無形固定資産合計		<u>12,746</u>
投資その他の資産		
長期差入保証金		84,176
繰延税金資産		33,411
その他		15,507
投資その他の資産合計		<u>133,094</u>
固定資産合計		<u>293,038</u>
資産合計		<u>2,851,946</u>
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		517,970
関係会社未払金		144,023
その他未払金		12,978
未払費用		65,492
未払法人税等		185,865
預り金		13,127
賞与引当金		276,945
未払消費税等	3	31,582
リース債務		4,399
流動負債合計		<u>1,252,385</u>
固定負債		
退職給付引当金		86,617
リース債務		14,901
固定負債合計		<u>101,519</u>
負債合計		<u>1,353,904</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		<u>616,875</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		231,667
利益剰余金合計		<u>231,667</u>
株主資本合計		<u>1,498,042</u>
純資産合計		<u>1,498,042</u>
負債・純資産合計		<u>2,851,946</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,774,375
その他営業収益	16,244
営業収益合計	2,790,620
営業費用	1,782,044
一般管理費	1 598,895
営業利益	409,680
営業外収益	
受取利息	66
受取配当金	517
不動産賃貸収益	3,322
雑収入	9
営業外収益合計	3,915
営業外費用	
為替差損	33,881
営業外費用合計	33,881
経常利益	379,713
特別損失	
固定資産除却損	193
特別損失合計	193
税引前中間純利益	379,520
法人税、住民税及び事業税	180,610
法人税等調整額	32,756
法人税等合計	147,853
中間純利益	231,666

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
	当期首残高	649,500
	当中間期末残高	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
	当期首残高	616,875
	当中間期末残高	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
	当期首残高	663,634
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	431,967
	当中間期末残高	231,667
株主資本合計		
	当期首残高	1,930,009
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	431,967
	当中間期末残高	1,498,042
純資産合計		
	当期首残高	1,930,009
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	663,634
	中間純利益	231,666
	当中間期変動額合計	431,967
	当中間期末残高	1,498,042

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～10年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当中間会計期間の計上額はありません。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当中間会計期間末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
建物	23,872 千円
器具備品	36,754 千円
リース資産	3,350 千円
計	63,977 千円

2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
ソフトウェア	6,186 千円

3 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	11,854 千円
無形固定資産	1,596 千円
計	13,450 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	663	利益剰余金	28,778	平成25年3月31日	平成25年7月1日

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照 表計上額 (*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,329,905	1,329,905	-
未収委託者報酬	1,046,233	1,046,233	-
長期差入保証金	84,176	84,176	-
未払金	(674,972)	(674,972)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,774,375	16,244	2,790,620

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり純資産額	64,962円79銭
1株当たり中間純利益金額	10,046円25銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)
中間純利益	231,666 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純利益	231,666 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	野村信託銀行株式会社
資本金の額	30,000百万円（平成25年9月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年9月末日現在)	事業の内容
株式会社東京スター銀行	26,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社横浜銀行	215,628百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
ソニー銀行株式会社	31,000百万円	
株式会社イオン銀行	51,250百万円	
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
岡三証券株式会社	5,000百万円	
岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
かざか証券株式会社	1,000百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
SMB C日興証券株式会社	10,000百万円	
播陽証券株式会社	112百万円	
フィデリティ証券株式会社	5,957百万円	
水戸証券株式会社	12,272百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
SMB Cフレンド証券株式会社	27,270百万円	
むさし証券株式会社	5,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱および販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当計算期間において提出したものは以下のとおりです。

平成24年11月28日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年12月27日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年 1月30日	有価証券報告書
平成25年 1月30日	有価証券届出書
平成25年 7月29日	半期報告書
平成25年 7月29日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年12月18日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング韓国株式オープンの平成24年11月1日から平成25年10月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング韓国株式オープンの平成25年10月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月12日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)

